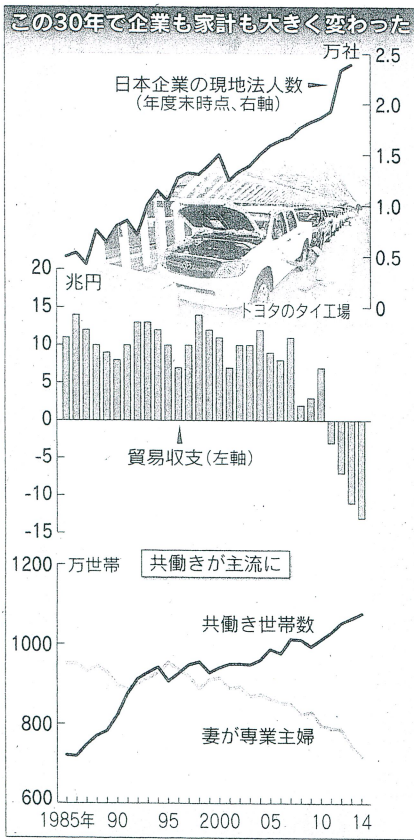


# つぎはぎ改革 限界



## 時代とのズレ広がる

### 税金考

戦後70年がたち、税制の再設計が避けられない情勢になってきた。グローバル化と人口減が同時並行で進む時代や社会にあわせ、税のあり方をゼロから考える。そんな「棚卸し」を怠れば、税が経済成長を阻み100兆円を超える国の借金の返済も速のいてしまふ。(一面参照)

「まだ交渉はまとまり立っていない。日本の本社と中国にある子会社の取引価格が妥当か、国税庁に事前確認を3年前に求めたが、両国の当局の協議が決着しない。これなら課税されてから税務訴訟を起した方が早い」と税理士は言う。

グローバル化の進展に伴い企業と各国の税当局

の紛争が増えている。複数の国がからむ紛争を当局間交渉で解決する「相互協議」制度の申立件数はこの10年で2倍に増えた。だが、処理が追いつかず未解決案件が約400積み上がっている。パブル崩壊やリーマン危機を乗り越え、トヨタ自動車などの日本企業は目下、過去最高の利益を記録する。輸出で稼ぐモ

デルは一変、世界各地に置く拠点が収益を上げる。企業と税当局のあいだでは、税が企業のスピードに追いついていない現実の裏返しだ。

2014年の共働き世帯は1077万。専業主婦世帯720万を大きく上回る。ところが、政府が作る資料の「モデル世帯」は、夫が勤め、妻が専業主婦で子どもが2人という高度成長期型の家計だ。

1990年代に労働力人口が減少に転じた日本は、総人口も2011年に本格的な減少局面に入った。20年には人口減の「第3の波」である世帯数の減少が始まる。そうした時代や社会に対応し暮らしても企業も変わり始めた。古びた税制が働き方をゆがめ新

宿題は積みあがっている	
所得税	
配偶者控除	専業主婦世帯を税優遇、働く女性と不公平
公的年金等控除	現役世代より税優遇が手厚く
法人税	
実効税率の下げ	日本は32.11%、24%台の主要国平均になお遠く
政策減税の整理	特定の産業・企業を優遇する措置が1.5兆円
中小企業への課税	資本金1億円以下の中小企業が99%。優遇多く
消費税	
消費税の益税	事業者の手に税金が残る利益に
逆進性の緩和策	軽減税率など低所得者への配慮
その他	
酒税	ビールや発泡酒の税格差が商品開発に影響
印紙税	紙のやりとりだけに課税。電子取引はなし
固定資産税	評価ミスで、税の取り過ぎが相次ぐ
農地税制	耕作放棄地でも事実上の税優遇
社会福祉法人税制	競合する株式会社よりも税優遇

### 専業主婦世帯優遇 「103万円の壁」 企業手当にも

税金には社会の実情に合わせたさまざまな軽減制度がある。専業主婦世帯の税負担を軽くする「配偶者控除」はその代表例だ。

専業主婦世帯優遇「103万円の壁」企業手当にも

夫の年収が103万円を超えれば、妻の所得から38万円を差し引く。所得が減る分、所得税率を上げて計算する税金も軽くなる。逆に103万円を超えて控除がなくなると、夫の税負担が急に重くなり夫婦合計の手取額が減る懸念が生じる。いわゆる「103万円の壁」だ。

実際には妻の年収が103万円を超えても141万円まで緩やかに控除額を減らしていく「配偶者特別控除」がある。例えば、年収が120万円

は消費増税に多くのエネルギーを費やした。その分、時代とずれた税制を抜本的に見直す作業がある。世界的な法人税率の引き下げ競争でも出遅れた。税は経済活動の基本インフラだ。新しい成長の礎となる税のかたちを作れるかが日本経済の焦点になっている。

の意図だ。配偶者控除は年収が103万円以下の妻(夫)がいる場合、夫(妻)の所得から38万円を差し引く。所得が減る分、所得税率を上げて計算する税金も軽くなる。逆に103万円を超えて控除がなくなると、夫の税負担が急に重くなり夫婦合計の手取額が減る懸念が生じる。いわゆる「103万円の壁」だ。

実際には妻の年収が103万円を超えても141万円まで緩やかに控除額を減らしていく「配偶者特別控除」がある。例えば、年収が120万円

だが、多くの企業は「妻の年収103万円まで」を基準に配偶者手当を支給している。そもそも、配偶者控除は専業主婦が多かった1960年代に出来た制度。共働きの夫婦が多数派になった今も、専業主婦世帯を優遇する仕組みが形を変えながら生き永らえているのが実態だ。